

件 名	8 陳情第 7 号 保育施設等における有給休暇の適切な付与および法令遵守に関する陳情書
【趣 旨】 瑞穂町内の認可保育所、認定こども園、幼稚園等の全ての保育施設において、正職員・パート・アルバイト等の雇用形態を問わず、全ての保育士および幼稚園教諭等（以下、「保育労働者」という）に対し、労働基準法に基づいた有給休暇が確実に付与され、かつ労働者が気兼ねなく取得できる環境が整備されるよう、町として実態調査および各施設への行政指導・支援の強化を求めます。 【理 由】 現在、瑞穂町内の私立認定こども園をはじめとする保育現場において、パート職員などに対して有給休暇が適切に付与されない、あるいは勤務実態があるにもかかわらず取得が認められないといった、労働基準法に違反する事態が見受けられます。 保育現場における慢性的な人手不足や、それに伴う職場の無言の圧力により、現場の保育労働者が権利を主張しづらい状況が続いています。有給休暇は、心身の疲労を回復させ、質の高い保育を継続するために不可欠な労働者の権利であり、雇用形態によって差別されるべきものではありません。法令違反が常態化する環境では、保育労働者の離職を招き、結果として瑞穂町の子どもたちへの保育の質の低下や、地域の子育て環境の悪化に直結します。 子どもたちが安全かつ豊かな環境で育つためには、それを支える保育労働者が法令遵守のもと、安心して健康に働ける環境が前提となります。 つきましては、貴議会におかれましては、本陳情の趣旨をご理解いただき、下記事項について町および関係機関へ働きかけていただきますよう強く要望いたします。 【陳情事項】 1. 瑞穂町内の全ての保育施設（公立・私立、認定こども園、幼稚園等を含む）を対象に、雇用形態（正職員・パート等）別の有給休暇の付与状況および取得実績に関する実態調査を実施すること。 2. 労働基準法に基づいた有給休暇の付与を行っていない、または取得を阻害している施設に対し、町として速やかに適切な行政指導および是正勧告を行うこと。 3. 保育労働者が不利益を被ることなく、気兼ねなく有給休暇を取得できるよう、代替職員の確保に対する財政的・実務的な支援策を検討・拡充すること。	

※原文のまま掲載しています。